◆京都の労働メールマガジン　　第8号◆

発行　2019年4月23日

　京都の労働メールマガジンは、京都府の労働施策等の情報を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中
2. 4月から京都府における労働担当の組織が変わりました
3. 働き方改革関連法でどう変わる？　その6　勤務間インターバル制度

【１】「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中

　厚生労働省では、多くの新入学生がアルバイトを始める時期である4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

　京都府も、京都労働局、京都市とともに「ブラックバイト対策協議会」として、学生、事業主、大学等に、労働条件の確認を促し、相談機関の情報等を提供します。

【重点項目】は次のとおりです。

１　労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示

　　※労働者が希望すればメール等での明示も可能です。

２　学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定

３　学生アルバイトの労働時間の適正な把握

４　学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止

５　学生アルバイトの労働契約の不履行（遅刻や欠勤等）に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

京都府では「ブラックバイト相談窓口」を設け、学生等からのアルバイトをする上で困っていることの相談にフリーダイヤル等で応じています。

経験豊富な相談員が、学生の皆さんにもわかりやすく助言します。

ブラックバイト相談窓口の相談時間等については、こちら

　<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/burakubaitosoudannmadoguti.html>

【２】4月から京都府における労働担当の組織が変わりました

平成31年度の組織改正により、京都府における労働部門の担当部署は、人材確保推進室、人材確保・労働政策課及び人材開発推進課となりました。

各室・課の主な業務は、次のホームページをご覧ください。

●人材確保推進室

総合就業支援拠点 京都ジョブパーク

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/index.html>

京都府中小企業人材確保推進機構

　<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/jinzaikakuho.html>

京都府就職特命大使

　 <http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/kyoto-syusyokutokumeitaishi.html>

大学との就職支援協定

　 <http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/syusyokusienkyotei.html>

京都府障害者雇用推進企業（はあとふる企業）認証制度

　<http://www.pref.kyoto.jp/h-ninsyo/index.html>

キャリアアップ研修等

　<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/event.html>

●人材確保・労働政策課

　働く人に役立つ情報

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/>

無料労働相談窓口

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/14600009.html>

●人材開発推進課

職業能力開発

　　<http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/index.html>

人材開発推進課

<http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/098/index.html>

【３】働き方改革関連法でどう変わる？　その6　勤務間インターバル制度

　「労働時間等設定改善法」が改正され、勤務間インターバル制度を導入することが、事業主の努力義務になりました（法施行は2019年4月1日）。

　勤務間インターバル制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保するしくみで、労働者の生活時間や睡眠時間を確保することにより、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るためのものです。

勤務間インターバルを導入する場合の就業規則の規定例は、次のとおりです。

●休息時間を確保するために、休息時間と翌所定労働時間が重複する部分（実際の業務開始時刻まで）を「勤務したもの」とみなすもの

第○条　いかなる場合も、労働者ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも○時間の継続した休息時間を与える。

２　前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、当該始業時刻から満了時刻までの時間は労働したものとみなす。

●休息時間を確保するために、始業時刻を繰り下げるもの

第○条　いかなる場合も、労働者ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも○時間の継続した休息時間を与える。

２　前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、翌日の始業時刻は、前項の休息時刻の満了時刻まで繰り下げる。

厚生労働省では、勤務間インターバル制度を導入する中小企業への助成金「時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）」を設けています。

詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000498203.pdf>

　お問合せは、京都労働局雇用環境・均等室　電話　075-241-3212

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　電　話：075-414-5082

　ＦＡＸ：075-414-5092

　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。